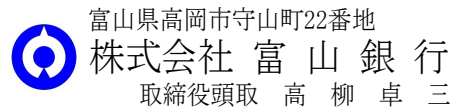


第 81 期 決 算 公 告

平成19年6月29日



連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 3社
連結会社名

富山ビジネスサービス株式会社
富山リース株式会社
富山保証サービス株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 3社

4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

5. のれんの償却に関する事項

該当ありません。

連結貸借対照表 (平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	9,398	預 金	346,815
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	10,000	借 用 金	4,275
買 入 金 銭 債 権	31	そ の 他 負 債	1,985
有 価 証 券	93,631	賞 与 引 当 金	143
貸 出 金	254,742	退 職 給 付 引 当 金	519
外 国 為 替	795	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	133
そ の 他 資 産	2,804	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	734
有 形 固 定 資 産	9,752	支 払 承 諾	3,461
建 物	1,193	負 債 の 部 合 計	358,069
土 地	3,212	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	5,346	資 本 金	5,462
無 形 固 定 資 産	646	資 本 剰 余 金	4,421
ソ フ ト ウ ェ ア	625	利 益 剰 余 金	10,032
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	20	自 己 株 式	△ 49
繰 延 税 金 資 産	687	株 主 資 本 合 計	19,867
支 払 承 諾 見 返	3,461	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,247
貸 倒 引 当 金	△ 4,234	土 地 再 評 価 差 額 金	997
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	2,245
		少 数 株 主 持 分	1,534
		純 資 産 の 部 合 計	23,647
資 産 の 部 合 計	381,717	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	381,717

- 注 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	18～50年
動 産	3～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

7. 当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,855百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定率法によりそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

11. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、「役員退職慰労金内規」に基づく期末要支給額を計上しております。

役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当連結会計年度より「役員退職慰労金内規」に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しました。

この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）により、役員退職慰労金の将来の支出時における一時的負担の増大を避け、期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るため、役員退職慰労金を役員の在任期間に亘って合理的に配分したことによります。この変更により、当連結会計年度発生額18百万円を営業経費に、過年度分相当額115百万円を特別損失にそれぞれ計上しております。

12. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの

以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

14. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

15. 有形固定資産の減価償却累計額 9,686百万円

16. 有形固定資産の圧縮記帳額 243百万円

17. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

18. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,119百万円、延滞債権額は7,485百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

19. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は75百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,909百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

21. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は12,589百万円であります。

なお、17. から20. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、5,369百万円であります。

23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,154百万円であります。

24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 5,556百万円

このほか、リース債権等3,144百万円を担保に供しております。

担保資産に対応する債務

預 金 388百万円

借 用 金 1,839百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券15,493百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は19百万円であります。

25. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,842百万円

26. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は970百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ970百万円減少しております。

27. 1株当たりの純資産額 501円53銭
 28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

売買目的有価証券

該当ありません。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国 債	—	—	—	—	—
地 方 債	2,232	2,256	23	24	0
短期社債	—	—	—	—	—
社 債	5,499	5,525	26	31	4
そ の 他	12,073	11,908	△165	11	177
合 計	19,805	19,690	△114	67	182

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株 式	5,184	7,748	2,563	2,832	268
債 券	53,904	53,350	△554	240	794
国 債	25,117	24,574	△542	172	714
地 方 債	299	300	0	0	—
短期社債	—	—	—	—	—
社 債	28,487	28,475	△12	67	79
その他	10,407	10,527	120	370	250
合 計	69,496	71,626	2,130	3,443	1,313

なお、上記の評価差額から繰延税金負債862百万円を差し引いた額1,269百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

また、上記「評価差額」には、投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額（益）2百万円は含まれておりません。

29. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券は該当ありません。
 30. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売 却 額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他 有価証券	13,861	850	134

31. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	連結貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券 私募事業債	1,070
その他有価証券 非上場株式	739
投資事業有限責任組合	389

32. 当連結会計年度中に、満期保有目的の債券の保有目的を変更したものは該当ありません。

33. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債 券	5,575	28,450	17,335	10,790
国 債	—	2,280	12,003	10,290
地 方 債	—	400	2,132	—
短期社債	—	—	—	—
社 債	5,575	25,769	3,199	500
そ の 他	1,295	2,175	8,172	8,765
合 計	6,871	30,626	25,508	19,555

34. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券は該当ありません。
35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、80,416百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが78,937百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△	2,061	百万円
年金資産（時価）		1,839	
未積立退職給付債務	△	221	
会計基準変更時差異の未処理額		—	
未認識数理計算上の差異	△	131	
未認識過去勤務債務（債務の減額）		—	
連結貸借対照表計上額の純額	△	353	
前払年金費用		166	
退職給付引当金	△	519	

37. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。

なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は22,113百万円であります。

- (2) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (3) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
- (4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

- ①これにより、従来の「動産不動産」中の「土地建物動産」については、「有形固定資産」として表示しております。

また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。

- ②「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」として表示しております。

38. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準)は、11.60%であります。

連結損益計算書 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	11,194
資金運用収益	7,080
貸出金利息	5,168
有価証券利息配当金	1,853
コールローン利息及び買入手形利息	12
預け金利息	42
その他の受入利息	2
役員取引等収益	856
その他の業務収益	2,904
その他の経常収益	352
経常費用	10,208
資金調達費用	407
預金利息	347
コールマネー利息及び売渡手形利息	0
借入金利息	59
その他の支払利息	0
役員取引等費用	378
その他の業務費用	2,107
営業経費	5,416
その他の経常費用	1,898
貸倒引当金繰入額	1,752
その他の経常費用	146
経常利益	985
特別利益	208
償却債権取立益	9
リース資産償却超過額	198
特別損失	166
固定資産処分損失	5
減損損失	46
役員退職慰労引当金繰入額	115
税金等調整前当期純利益	1,027
法人税、住民税及び事業税	847
法人税等調整額	△ 249
少数株主利益	90
当期純利益	338

注 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益金額 7円69銭

3. 当行は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額
富山県内	倉庫 1か所	土地・建物等	45 百万円
	遊休資産 1か所	土地・建物等	1
合計			46
(うち土地)			(46)

当行は、原則として営業店舗に関しては営業店単位をグルーピングの単位とし、遊休資産については、各資産単位でグルーピングの単位としております。また、本部、事務センター等については独立したキャッシュ・フローの生成がないことから共用資産としております。連結される子会社及び子法人等については各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。

上記資産グループについては、継続的な地価の下落により投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、主として不動産鑑定評価基準に基づき算出しております。